



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第 4 1 9 5 号 平成 2 9 年 9 月 4 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 9 9	平成 2 9 年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	地方創生局 市町村課
5 0 0	軽油引取税の特約業者の指定を取り消した件	税務課
5 0 1	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
5 0 2	土地改良区の役員の就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
5 0 3	土地改良区の役員の住所の変更について届出があった件	同

### 【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8	施設警備業務 2 級検定の開催日等を公表する件	

徳島県告示第四百九十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、平成二十九年年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期間、試験期日及び試験種目

1 男子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月十六日（土） 曜日）又は同月十七日（日） 曜日）のうち指定する日	筆記試験及び適性検査
第三回	平成二十九年十月十八日（水曜日）まで	平成二十九年九月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までのうち指定する日	身体検査及び口述試験
第二回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月十六日（土） 曜日）又は同月十七日（日） 曜日）のうち指定する日	筆記試験及び適性検査
第三回	平成二十九年十月十八日（水曜日）まで	平成二十九年九月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までのうち指定する日	身体検査及び口述試験

2 女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月十六日（土） 曜日）又は同月十七日（日） 曜日）のうち指定する日	筆記試験及び適性検査
第三回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までのうち指定する日	身体検査及び口述試験
第二回	平成二十九年十月十八日（水曜日）まで	平成二十九年十月二十三日（月曜日）	筆記試験、身体検査、適性検査及び口述試験

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学及び社会につき、中学校卒業程度の

学力について試験するものとする。

## 二 試験場

### 1 男子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地 徳島県立穴吹高等学校	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八 美馬市穴吹町穴吹字岡三三
第三回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

### 2 女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地 徳島県立穴吹高等学校	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八 美馬市穴吹町穴吹字岡三三
第三回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

## 三 応募資格

日本国籍を有し、平成二十九年十二月一日（平成三十年三月又は四月に採用を希望する者にあつては、同年四月一日）現在で十八歳以上二十七歳未満の者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 四 採用予定月

平成二十九年十一月若しくは十二月又は平成三十年三月若しくは四月

## 五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第五百号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定に基づき、徳島県南部総合県民局長が、平成二十九年八月一日、次の者に係る軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地
谷商事株式会社	阿南市楠根町生蓮三六番地の二

徳島県告示第五百一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 一、（五・フルオロペンチル）・N・フェニル・一H・インドール・三・カルボキサミド（通称 LTI・七〇一）及びその塩類
- 2 化学名 二、（二・フルオロフェニル）・二、（メチルアミノ）シクロヘキサン・一・オン（通称 二・Fluorodeschloroketamine、二・FDCK）及びその塩類
- 3 化学名 三、エチル・二、（三・フルオロフェニル）モルフォリン（通称 三F・Phenetrazine、三・FPE）及びその塩類

二 指定の理由

一の1から3までに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力発生の日

平成二十九年九月五日

徳島県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称  
中島土地改良区

- 二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理事	前川 寿雄	阿南市那賀川町上福井下ノ川二三〇

徳島県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の仕事の変更について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の名	役員名	氏名	住 所		変更年月日
			変更前	変更後	
那賀川土地改良区	監事	村瀬 雅信	小松島市坂野町字北大久保四七	小松島市坂野町字北大久保四八	平成二十九年四月二十一日

## 徳島県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年9月4日

徳島県公安委員会委員長 水 口 和 生

### 1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級

### 2 実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

平成29年12月20日（水）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあっては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までとする。

#### (2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

### 3 受検定員

30人

### 4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であって徳島県内の営業所に属するものとする。

### 5 検定申請手続

#### (1) 検定の予約

##### ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、検定の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、平成29年10月30日（月）から同年11月2日（木）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

##### イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

#### (2) 検定申請書の提出

##### ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

## イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）  
1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

## ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

## エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

## オ 提出期間

検定申請書等の提出は、平成29年11月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

## カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

## キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

## 6 検定

### (1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

### (2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、室内用運動靴及び印鑑を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。